

令和3年4月14日 定例記者懇談会発表

中部運輸局交通政策部



国土交通省中部運輸局
人材確保・育成対策推進本部

中部運輸局人材確保・育成対策推進本部
中部運輸局交通政策部 後藤、坂野
Tel 052-952-8007

在籍型出向制度等を活用した中部運輸・観光団体への マッチング支援説明会を開催！

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足な企業との間で「雇用シェア」（在籍型出向）により雇用維持する取組みを支援するため、令和2年度第3次補正において、出向元及び出向先双方の企業向けの新たな助成制度が厚生労働省に創設されるとともに、関係省庁及び業界団体等による協議会を都道府県単位で立ち上げ、人材のマッチングを加速させる動きが出てきているところです。（別紙）

中部運輸局は、このような状況を踏まえ、今般、運輸・観光業界の関係団体向けに上記支援制度等を広く周知することにより、人材確保が困難な運輸・観光業界における人材のマッチングを推進するため、下記のとおり説明会を開催します。

記

1. 日 時：令和3年4月23日（金）13時30分～15時00分
2. 開催形式：オンライン説明会
3. 場 所：今池ガスビル7階クリスタルルーム
（名古屋市千種区今池1丁目8-8）
4. 内 容：① 開会あいさつ（嘉村中部運輸局長）
② 人材確保育成対策推進本部の取組について（中部運輸局交通政策部）
③ 在籍型出向制度について（産業雇用安定センター）
④ 産業雇用安定助成金について（愛知労働局）
⑤ 制度を活用した事業者による事例紹介（鯉第一交通(株)）

5. 参 加 者：管内各県等運輸・観光関係事業者団体
倉庫業、旅館・ホテル業、鉄道事業・索道事業、自動車運送事業、
自動車整備事業、海上運送業・港湾物流事業、造船・舶用工業

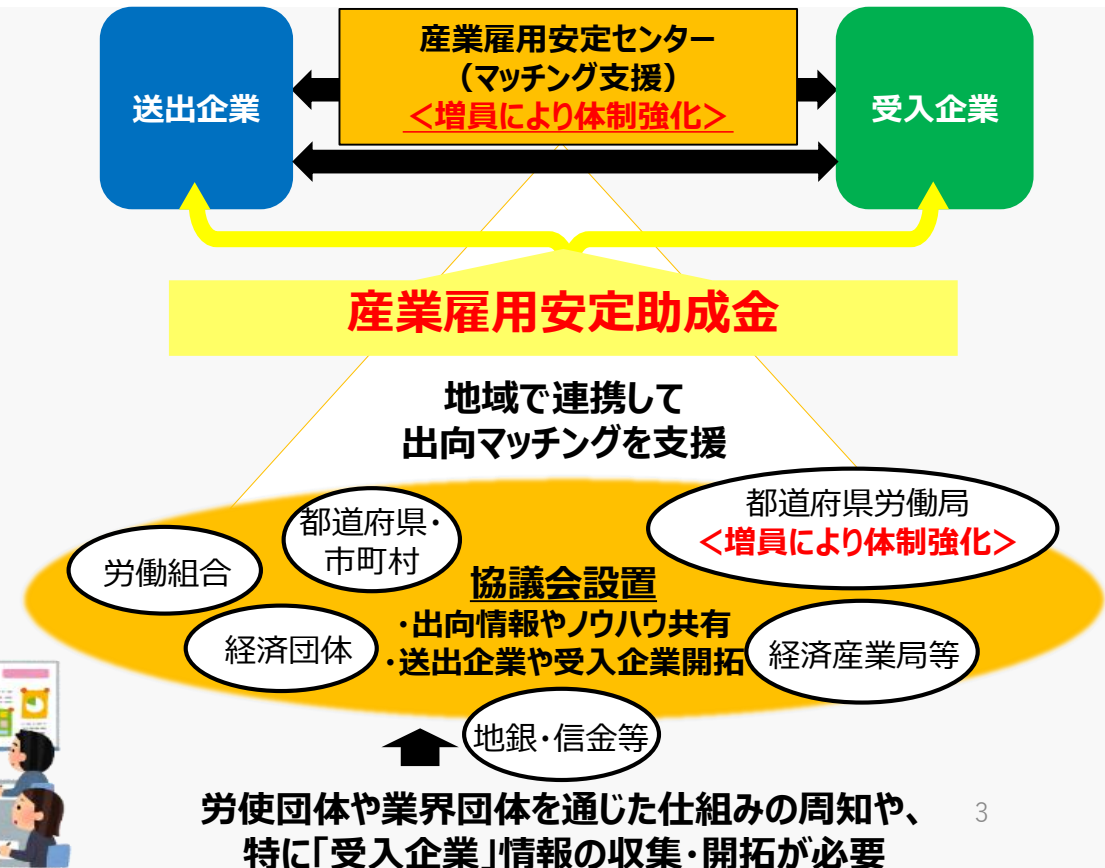
在籍型出向の活用による雇用維持への支援

別 紙

- **在籍型出向を対象とする新たな助成制度（産業雇用安定助成金）を創設**するとともに、**産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化**するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で**在籍型出向により雇用を維持する取組みを支援**する。

＜対策のポイント＞

1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による**在籍型出向の情報連携や理解促進**
2. 自治体等が運営する**マッチングサイト**や労使団体・業界団体等が保有する**出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化**
3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する**助成金の創設**による企業への**インセンティブの付与**



1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、全国及び各都道府県で「**在籍型出向等支援協議会**」を設置・開催する。

2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

(1) 構成員（案）

- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会
- 日本労働組合総連合会
- 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 公益財団法人産業雇用安定センター
- 経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁、中企庁

(2) 全国協議会開催日程

令和3年2月17日（水）11時～12時（オンライン開催）

(3) 協議事項

- ・ 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関すること。
- ・ 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関すること。
- ・ 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関すること。

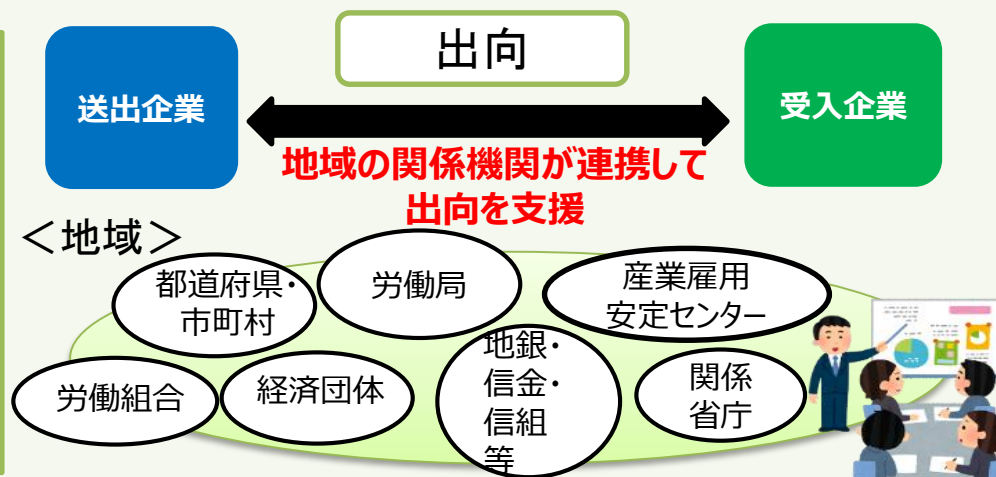
3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

- ・ 各地域の雇用情勢に関すること
- ・ 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関すること
- ・ 各地域における関係機関の連携に関すること
- ・ 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関すること
- ・ 各種出向支援策に関すること



産業雇用安定助成金の創設

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う）。

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／1人1日当たり	

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10 万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各 5 万円／1人当たり（定額）	

（※）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）
または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。